

# 令和8年度 幸手市立幸手小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

## 2 幸手市立幸手小学校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 「幸手市立幸手小学校いじめ防止対策基本方針」

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

### 1 いじめを許さない学校づくりのために（いじめの未然防止のための取り組み）

#### （1）学校・学年・学級担任による積極的な生徒指導の推進

学習規律を徹底し、「幸手小学校の生活」を守る指導を行う。本校は「いじめは決して許さない」という態度を学級、学年、学校全体で示し、教職員はアンテナを高くし、児童を指導していく。

#### （2）道徳教育の充実

本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。年35時間以上、特別の教科道徳の時間を実施する。特別の教科道徳の時間を充実させ、温かき思いやりのある学級づくりに努める。年1回以上、特別の教科道徳の時間を保護者に授業公開し、道徳的価値について共に考える時間とする。

また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。

### (3) 人権教育の充実

本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、子どもと教職員が共有するとともに、子どもや教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。啓発のために「人権標語、人権作文、人権映画会」などを実施する。

### (4) 情報教育の充実

インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。啓発のために「非行防止教室、子ども安全見守り講座」などを実施する。

## 2 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実するために（いじめ早期発見の取組）

### (1) いじめを早期発見するために

常日頃から子どもの生活実態について、毎月1回のアンケートの実施、保護者、児童との個別面談及び日記の活用等工夫したきめ細かい把握に努め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないように、複数の教職員で確認し、情報を共有する。

### (2) 教職員のいじめに対するアンテナを高くする

教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努める。

### (3) 相談体制の充実

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育相談員・ふれあい相談員等相談体制の整備を行う。

### (4) 生徒指導委員会の実施

生徒指導部会が中心となり、月に1度生徒指導委員会を開き、生活目標の達成状況及び児童の生活について、共通確認、共通行動を行う。

## 3 いじめを認知した場合の適切な対応（いじめの早期解決のための取り組み）

### (1) いじめに対する措置

事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、いじめの兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。また、当該いじめ事案の加害児童に対する指導は的確かつ迅速に行うことはもちろん、保護者に対して必要な内容の助言を与え、学校が行った指導が充分浸透するよう、加えて、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。当該いじめ事案の被害児童には安心して学校生活等が送れるよう、被害児童本人に支援を行うとともに、その

保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。(週1回の児童への確認と保護者への連絡、継続3か月を目安に実施)

(2) 学校におけるいじめ防止等のための組織

重大ないじめ事案については、「当該いじめ事案対応チーム」(構成メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、当該児童担任、養護教諭、相談員を基本とし、必要に応じて関係諸機関職員、教育委員会指導主事、臨床心理士、カウンセラー等も入る)を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。また、その取組の中で得た当該いじめ事案に係る事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会への報告については速やかに行う。また、当該いじめ事案の解消については校長のリーダーシップのもと、当該児童の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。

(3) いじめを行った児童への対応

いじめを行った子ども及びその保護者に対しては、いじめの解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の警察等関係機関との連携協力等について、毅然とした対応を行う。(週1回の児童への聞き取りと保護者との連携を実施)

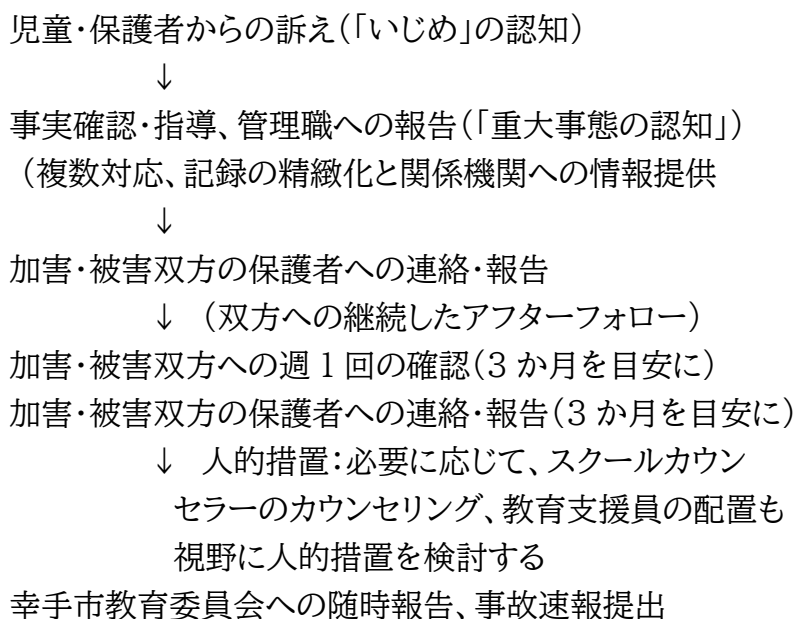
(4) 専門機関との連携

いじめの周辺にいる子どもたちや教職員の心のケアに配慮する。その際、相談員の他、必要に応じカウンセラー等を積極的に活用する。

(5) 訴えることのできない児童・保護者の救済措置

聞き取り、調査、面談を増やし、いじめを訴える機会を児童や保護者に保障する。

いじめが発見されたときの対応の流れ



令和8年度 年間予定（生徒指導関係）

月	
4	○生徒指導関係組織の確認（いじめ基本方針の周知と共通理解） ○生徒指導委員会
5	○生徒指導委員会（教育相談連絡会） ○人権標語、人権作文作成 ○5/1~7/31 非行防止強化期間
6	○生徒指導委員会 ○二者面談（保護者）
7	○生徒指導委員会全体会 ○いじめ実態アンケート
9	○生徒指導委員会（教育相談連絡会） ○非行防止教室 ○いじめ実態アンケート
10	○生徒指導委員会 ○人権映画会 ○楽しい学校生活を送るためのアンケート ○いじめ実態アンケート
11	○生徒指導委員会（教育相談連絡会）○いじめ防止のための標語作成 ○いじめ実態アンケート ○子供安全見守り講座 ○二者面談（児童） いじめ防止強化期間 11月1日～11月15日
12	○生徒指導委員会全体会 ○薬物乱用防止教室 ○いじめ実態アンケート
1	○生徒指導委員会 ○いじめ実態アンケート
2	○いじめ実態アンケート ○生徒指導委員会 ○生徒指導組織取り組みの見直し
3	○生徒指導委員会全体会 ○いじめ実態アンケート